

令和3年度

教育委員会事務事業点検評価報告書

矢巾町教育委員会

## 1 点検・評価制度の概要

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」ことに基づき、作成するものである。これにより、効果的な教育行政の推進を図るとともに、住民への説明責任を果たすことを目的とする。

### <参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 評価の考え方

評価の区分	年度目標達成度
A 目標を達成できていると同時に事業成果が見られる	概ね100%の達成度で、事業成果が見られる場合
B 目標を達成できている	90%以上またはさらに新たな目標を設定できる場合
C 目標の一部が達成されておらず、次年度以降の課題を要する	90%未満または主要事務事業の取り組み方法を見直す必要がある場合

## 3 学識経験者の知見の活用

点検及び評価の客観性を確保するため、学識経験を有する者の知見を活用することとした。

第7次矢巾町総合計画後期基本計画における、まちづくりの方針のうち「時代を拓き次代につながるひとづくり」の分野において、学校教育の充実についての行政施策が、教育委員会の業務として位置づけられており、その取り組みの成果として、どのぐらい達成できたかとの視点から、「重点施策－具体的施策－主要事務事業」の体系により推進してきた概要と成果について、点検及び評価を行う評価者として次の3人の方をお願いした。

氏名	職名等
立花常喜	元学務課長、元社会教育課長
菅原文彦	元校長、元矢巾町教育研究所長
半澤久枝	岩手県社会教育委員

#### 4 令和3年度教育委員会活動報告

##### (1) 教育委員の選任状況

職名	氏名	教育委員任期
教育長	和田 修	※教育長任期 3年 R元・10・1 ~ R4・9・30 (教育長1期目の就任年月日 H29・4・1)
教育委員 (教育長職務代理者)	大坊 一男	※委員任期 4年 R元・10・1 ~ R5・9・30 (委員1期目の就任年月日 H27・10・1) (職務代理就任年月日 H29.12.25)
教育委員	掛川 はるな	※委員任期 4年 H30・10・1 ~ R4・9・30 (委員1期目の就任年月日 H28・10・1)
教育委員	齊藤 学	※委員任期 4年 R2・10・1 ~ R6・9・30 (委員1期目の就任年月日 H29・4・1)
教育委員	漆原 祥子	※委員任期 4年 R3・12・23 ~ R7・12・22 (委員1期目の就任年月日 H29・12・23)

##### (2) 教育委員会会議開催状況

議案 番号	報告 番号	件名	会議 種別	会議日
	1	令和3年度矢巾町学校教育推進計画について	定例	4月23日
	2	矢巾町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について	定例	4月23日
	3	矢巾町特別支援教育就学奨励要綱の一部を改正する告示について	定例	4月23日
	4	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	4月23日
1		矢巾町社会教育委員について	定例	4月23日
2		矢巾町職員希望降任取扱規程について	定例	4月23日
	5	令和2年度矢巾町一般会計補正予算第15号の専決処分に係る報告(教育委員会関係)について	定例	5月28日
	6	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	5月28日
3		矢巾町社会教育委員について	定例	5月28日
4		令和2年度教育委員会事務事業点検評価について	定例	5月28日
	7	令和3年度矢巾町一般会計補正予算第2号(教育委員会関係)について	定例	6月25日
	8	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	6月25日
5		矢巾町立学校通学区域審議会委員の委嘱について	定例	6月25日
6		矢巾町立学校通学区域審議会への諮問について	定例	6月25日
	9	矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	定例	7月28日

議案 番号	報告 番号	件 名	会議 種別	会議日
	10	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	7月28日
7		令和4年度使用小・中学校の教科用図書の採択について	定例	7月28日
	11	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	8月31日
	12	令和3年度矢巾町一般会計補正予算第4号（教育委員会関係）について	定例	9月28日
	13	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	9月28日
	14	令和3年度スクールバスの運行について	定例	10月29日
	15	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	10月29日
8		申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例に関する規則を廃止する規則について	定例	10月29日
9		矢巾町教育委員会行政手続等の押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則について	定例	10月29日
10		矢巾町教育委員会行政手続等の押印の見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令について	定例	10月29日
	16	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	11月26日
	17	令和3年度矢巾町一般会計補正予算第7号（教育委員会関係）について	定例	12月21日
	18	令和3年度矢巾町一般会計補正予算第8号（教育委員会関係）について	定例	12月21日
	19	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	12月21日
	20	令和3年度矢巾町一般会計補正予算第9号（教育委員会関係）について	定例	1月27日
	21	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	1月27日
	22	令和3年度矢巾町一般会計補正予算第11号（教育委員会関係）について	定例	2月25日
	23	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	2月25日
11		教職員の人事異動の内申について	定例	2月25日
	24	令和4年度矢巾町一般会計予算（教育委員会関係）について	定例	3月24日
	25	令和3年度矢巾町一般会計補正予算第12号（教育委員会関係）について	定例	3月24日
	26	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項に関する件について	定例	3月24日
	27	矢巾町立小中学校児童生徒各種大会参加費補助金交付要綱を廃止する告示について	定例	3月24日
	28	岩手県交通(株)運休継続路線等の代替措置について	定例	3月24日
	29	矢巾町教育委員会の活動報告について	定例	3月24日
	30	職員の人事異動について	定例	3月24日

(3) 教育委員会議以外の活動状況

学校訪問、各種会議、大会、研修会等（新型コロナウイルス関連にてほとんどが中止）

月 日	実施校、大会・研修名等	場所	参加委員
4月1日	矢巾町立小中学校教職員着任式	矢巾町	和田教育長
4月23日	紫波郡地方教育委員会連絡協議会総会	紫波町	和田教育長、大坊教育長職務代理者 掛川委員、齊藤委員、漆原委員
12月1日	令和3年度地教委連県外視察研修	宮城県 女川町	大坊教育長職務代理者、掛川委員 齊藤委員、漆原委員
3月25日	矢巾町立小中学校教職員離任式	矢巾町	和田教育長

## 5 学識経験者の総評

矢巾町教育委員会で所管する各種施策、事業全般について、幅広い教育分野において、綿密な計画に基づく実施と各機関との連携した取り組みがされていることを評価するものです。

評価基準については、

Aは目標を達成できていると同時に事業成果が見られる。

Bは目標を達成できている。

Cは目標の一部が達成されておらず、次年度以降の課題を要する。

となっており、この基準により点検評価を行った結果の総評は次のとおりです。

- ① いじめアンケートや教育相談の充実はもとより、関係機関との連携、特に幼稚園や保育園と小学校との接続を図ることで、いじめ・不登校問題に積極的に取り組んでいただきたい。
- ② 学校における働き方改革の推進や学校行事等の見直しなどを行うことで、教職員の負担軽減やストレス軽減を図っていただきたい。
- ③ 幼保小の連携に取り組んでいるが、その中で児童館とも連携を図ることで、より充実した学校経営の実施や生徒指導上の課題、問題の解決に努めていただきたい。
- ④ 子ども課とも連携しながら教育委員会として、子育て期全般にわたる切れ目のない支援を引き続き行っていただきたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事等ももとにもどりつつある中で、一部、取り組みが行われず事業もあったが、事業の趣旨に寄与した取り組みについては、できるだけ評価していただきたい。

また、全体としての評価としては、控えめであったと感じたが、数値化できる指標だけで事業全体を評価するのではなく、その他事業に寄与した取り組みもあることから、その部分も評価することで、事業の改善を行い教育委員会として更なる成果の向上に努められたい。

# 主要事務事業の成果に関する説明書

## 1 学校教育課関係

(令和3年度)

\* 評価の基準  
 A: 目標を達成できていると同時に事業成果が見られる。  
 B: 目標を達成できている。  
 C: 目標の一部が達成されておらず、次年度以降の課題を要する。

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	確かな学力の育成	(1) 各教科等における資質・能力の育成	①確かな学力の育成	・教育研究所運営事業（小学校CRT、国・県の諸調査） ・教育研究所運営事業（ICT推進チームによる研究の実施） ・矢巾中学校公開事業（令和元～3年度研究指定） ・紫波郡教育研究会研修会	（事業の概要） 各学校が学力向上の具体的な目標を設定し、諸調査の結果分析等による授業改善や教員の指導力の向上に努め、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とこれらを活用する力の育成に努める。また、児童生徒が主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するため、学校教育全体でキャリア教育に取り組む。 （成果） ①学習定着度状況調査における県平均に対する町平均の比率 【県学調】（小5：104%、中2：105%） 【全国学調】（小6：104%、中3：103%） ⇒達成率 【県学調】小5 国100.1% 算98.5% 中2 国96.0% 数103.3% 【全国学調】小6 国100.1% 算102.9% 中3 国98.5% 数96.3%	各校において実態に応じた研究主題を設定し、目指す子ども像達成に向けた授業改善及び個に応じた学習支援に取り組むことができた。 コロナ禍ではあったが、各校において対策を講じながら可能な範囲で学習形態を工夫し「主体的・対話的で、深い学び」による授業を展開することができた。	B
			②思考力・判断力・表現力等の育成のための言語活動の充実	指導主事等による学校訪問指導	（事業の概要） 全ての教科において、授業の各場面に言語活動を取り入れる様々な工夫をし、児童生徒が自分の考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために必要な言語活動力を育む。 （成果） ①指導主事等校外からの助言者を招いた校内研修を年複数回以上行った学校の割合（100%）⇒100%	指導者との対話、友達との対話、自己との対話、教材との対話等を通し、自分の考えをあらゆる方法で表現する場を設けた。 全員が自分の考えをもてるように、発問や板書を工夫する必要がある。	B
			③学力調査結果の分析と活用	「確かな学力育成プラン」の作成	（事業の概要） 各種学力調査後に、調査結果の分析を行い、それを踏まえた取組を実施し、さらにその取組を検証し、次年度に向けた目標設定を行う。 （成果） ①学習定着度状況調査結果について目標を設定し計画的に取り組んでいる学校の割合（100%）⇒100%	調査結果から見えた各校の課題を改善するために、具体的施策を吟味し各教科及び教科横断的に取り組むことができた。 「確かな学力育成プラン」の組織的な取り組みを今後一層充実させていく必要がある。	B
			④特色ある教育課程の編成	中学校基礎学力向上事業（ラーニングサポート）	（事業の概要） 各学校が特色ある教育課程を編成し、充実した教育活動を行うことができるよう、様々な制度を活用した支援を行います。また、消費者教育、主権者教育、環境教育、伝統や文化の教育、学校図書館教育、国際理解教育、情報教育、小規模・複式教育等の特色ある教育課程を通じて、各教科等の学習と生活や社会とを結び、基礎的・基本的な知識・技術を習得させ、思考力・判断力・表現力を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う。 （成果） ①ラーニングサポート事業の実施⇒2中学校で実施	岩手大学と連携し、生徒の個別学習時間に学生を派遣し、生徒一人一人にきめ細かな支援をすることができた。 教員を目指す学生にとって、より有意義な活動となるよう、大学・中学校双方と協議する必要がある。	B
			⑤キャリア教育の推進	中学校における職場体験事業	（事業の概要） 働くことの意義や尊さを理解し、明確な目的意識をもって人生を切り開くことができる力を育みます。また、社会への参画を目指し、児童生徒が主体的に人生計画を立て、進路選択をし、決定できる力を身に付け、将来の社会人・職業人として自立して生きるための力を育成する。 （成果） ①キャリア教育全体計画にそって地域や保護者と連携し職場体験（2日以上）を実施した中学校の割合（100%）⇒100%	総合的な学習の時間や特別活動の時間を中心とし、勤労の大切さや社会参画の意識を高める取組を実施することができた。 コロナ禍ではあったが、感染対策を講じながら実施することができた。	B

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	確かな学力の育成	(1) 各教科等における資質・能力の育成	⑥英語教育の推進	英語力向上事業・中学校教育振興事業（英語指導助手・外国語活動支援員の小中学校への配置）	（事業の概要） 児童生徒の英語に対する興味関心を高め、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と能力の育成に取り組みます。小学校中・高学年の外国語活動・外国語科の授業及び中学校の外国語科の授業に、英語指導助手・外国語活動支援員を配置するとともに、小学校、中学校の英語担当教員による小中連携の視点から、県事業等と連携しつつ小学校外国語活動研修会を実施する。 （成果） ①中学校3年生において、求められている英語力を有している生徒の割合（英検3級程度以上42%）⇒16.2%	「小・中をつなぐ外国語教員研修会」（岩手県教育委員会主催）を通し、小学校段階で学ぶ内容及び中学校で必要とされる資質・能力について学ぶことができた。 英語指導助手・外国語活動支援員による「表現活動」を充実させることができた。 英検3級以上合格の指標は学校にとってハードルが高いと考えられ、見直す必要がある。	B
			⑦ICT活用の推進	教育研究所研究大会等	（事業の概要） ICT推進チームにより、資質・能力育成のため、授業のねらいに応じて児童生徒が様々な感覚を関連付けて教科の学習への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるように、効果的なICT活用を研究する。 （成果） ①情報活用能力に係るアンケートで肯定的な回答をする児童・生徒・教員の割合（80%）⇒90%	授業のねらいを達成するための手立ての1つとしてICTを活用する授業を展開する指導者が少しずつ増えてきた。 教員間によってICT使用に差があるため、適材適所において黒板（ノート）と使い分けていくようにする。	B
		(2) 教育環境の充実（児童生徒を支える教育環境の充実）	①安全・安心な教育環境の整備	平成25年度から実施している町としての「ゼロ（教員の不適切な指導）運動」の継続	（事業の概要） 児童生徒の生命・身体を脅かす出来事が起こらないように、特にもいじめ・体罰等の課題への対応を徹底し、児童生徒を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育に努める。 （成果） ①情報モラル教育を実施している学校の割合（100%）⇒100% ②教員の不適切な指導（体罰・セクハラ等）について毎月点検している学校の割合（100%）⇒100%	実際に起きている事案を基に、各校の実態に応じた「情報モラル」の大切さについて考える機会を設けることができた。 ネットトラブル発生率が高くなり、未然防止が今まで以上に必要となってくる。	B
		②安全に関する指導の充実	・各学校における毎月の安全の日の活動 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（スクールガード保険料等）	（事業の概要） 学校において安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取り組みを行う。 （成果） ①毎月安全の日を設定し、施設設備の点検を行っている学校の割合（100%）⇒100%	教職員による施設設備点検を毎月行うことで、学校施設の不具合箇所の早期発見と予算の範囲内で、優先順位をきめ修繕対応を行うことができた。	A	
		③防災教育の充実	各学校における避難訓練及び防災訓練（引き渡し訓練等）の実施	（事業の概要） 学校防災体制を確立し、児童生徒が自然災害の危険から、自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を養う。 （成果） ①火事、地震、不審者侵入等を想定した避難訓練を年に複数回以上実施している学校の割合（100%）⇒100%	休み時間帯の訓練も含め、あらゆる状況に対応する力を養うための訓練を各校で実施することができた。 コロナ禍により、消防署等の外部機関に協力を求める訓練が実施できなかった。	B	



		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	確かな学力の育成	(2) 教育環境の充実 (児童生徒を支える教育環境の充実)	④保護者に対する経済的支援の充実	・児童生徒遠距離通学費補助事業 (スクールバス運行等) ・小中学校要保護・準要保護就学援助事業 ・小中学校特別支援教育就学奨励事業 ・奨学金事業 (貸与及び給付)	(事業の概要) ①小中学校から半径2km以上にあるバス停を利用した児童生徒の保護者に対し、定期券等の購入額の1/2を補助する。 (スクールバスは、11月から3月までの冬期間に、徳田小学校、煙山小学校及び不動小学校の一部地域を対象に運行。) ②申請に基づき認定した要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費及び医療費を補助する。 ③申請に基づき認定した準要保護児童生徒の保護者に対し、給食費、医療費、学用品費等を補助する。 ④特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等を補助する。 ⑤基準により選考された経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸付け及び給付を行う。 (成果) ①対象者へ通学費補助を行い、負担軽減を図る。 ⇒補助額 上半期403,882円 (47名) 下半期 160,865円 (37名) ②要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費及び医療費を補助することにより負担軽減を図る。⇒4世帯 ③準要保護児童生徒の保護者に対し、給食費、医療費、学用品費等を補助することにより負担軽減を図る。⇒154世帯 ④特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等を補助することにより負担軽減を図る。⇒32世帯 ⑤基準により選考された経済的理由により修学が困難な生徒に対し奨学金の貸付け及び給付を実施⇒令和3年度採用奨学生10名 (特別奨学生5名、一般奨学生5名)	①遠距離通学児童のバス定期券代等を補助することにより、保護者の経済的支援を行った。また、安心・安全な通学のために、11月から3月の冬期間、小学生を対象にスクールバスの運行を行った。 ②申請に基づき認定した要保護児童生徒の保護者に対し、修学旅行費及び医療費を援助した。 ③申請に基づき認定した準要保護児童生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等を援助した。 ④申請に基づき認定した特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等を援助した。 ⑤令和3年度から、経済的に困難な状況にある生徒への支援をより充実させるため、貸付型の一般奨学金に加え、給付型の特別奨学金の運用を開始した。	A
		(3) 教育環境の充実 (学校を支える教育環境の充実)	① 教育研究事業	・教育研究所運営事業 (観点別到達度学力検査 (CRT) の実施及び分析考察) ・教育研究所運営事業 (ICT推進チームによる研究の実施) ・教育研究所運営事業 (矢巾町教育研究所研究大会) ・教育研究所運営事業 (小学校社会科副読本発行・活用事業) ・教育研究所運営事業 (研究所報「教育やはば」の発刊) ・教育研究所運営事業 (「教育やはば」「研究集録」の発刊)	(事業の概要) 教職員の研修・研究事業や調査事業並びに広報の発行を行うとともに、社会科副読本の活用に係る支援を行う。 (成果) ①観点別到達度学力検査 (CRT) の実施及び分析考察 小学校におけるCRTの検査結果の目標とする全国比の割合 (107%) ⇒小5 国 100.1% 算98.5% ②矢巾町教育研究所研究大会 町内教員の研究大会の参加率 (85%) ⇒コロナの影響によりオンライン活用のため把握できなかった。 研究大会の内容について肯定的反応を示した教員の割合 (95%) ⇒86% 小中連携の重要性について肯定的反応を示した教員の割合 (95%) ⇒100% ③小学校社会科副読本発行、活用事業 授業実践を通して「活用の手引き」の改善点を洗い出し、作成する。⇒発行済 ④研究所報「教育やはば」及び「教育やはば・研究集録」の発刊 所報「教育やはば」は年3回発行、「教育やはば・研究集録」は年末にまとめ、年1回発行する。⇒実施済	コロナ禍のため、研究大会をオンラインで行うこととしたため、参加人数の把握をすることができなかった。 また、副読本の発行や研究所報の発刊など、計画的に実施することができた。 さらに、③については、令和4年度改定に向けた改善点を見出すことができた。	B
		②教育相談事業	教育研究所運営事業 (教育相談の実施)	(事業の概要) 幼児児童生徒の教育に関わる不安や悩みについて教育相談活動を通じて支援する。 (成果) ①教育問題相談員による学校訪問や電話・来所相談を通じて、教育に関わる悩みを抱える児童生徒を支援する。支援にあたっては、関係機関と情報共有し、解決に向けて連携を図る。	幼児については年長児を対象に就学に関する教育相談を行った。 児童生徒の支援にあたって、当該児童生徒の状況を的確に把握するとともに本人や保護者の主訴を丁寧に聞き取ることで解決に向けて連携を行うことができた。	B	
③適応教室の充実	学校適応指導事業 (「こころの窓」の開設)	(事業の概要) 個々の児童生徒に適切な体験活動や学習活動の提供と支援を行うとともに、保護者・現籍校・関係機関との連携を充実させ、学校復帰、進路指導の充実を図る。 (成果) ①子どもの心に寄り添った指導及び言動に努め、体験学習等を通じて教育活動への意欲を喚起する。 ②月2回以上学校と通級者について情報交換するとともに、保護者との面談を推進する。	一人ひとりの実情に合わせて学習や活動を与え、意欲を引き出すとともに、調理実習や体育的活動など、集団活動を取り入れることで仲間に対する関心も高めた。 毎月の報告書による情報交換の他に電話による連絡、学校訪問による対面の情報交換を行っている。また、必要に応じて面談を実施している。	B			

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価			
学校教育の充実	確かな学力の育成	(3) 教育環境の充実 (学校を支える教育環境の充実)	④幼児ことばの指導	・未就学児ことばの教室運営事業 (「幼児おはなし教室」開設) ・未就学児ことばの教室運営事業 (「ことばの課題」についての教育相談事業)	(事業の概要) ことばの発音に課題がある幼児には、調査及び指導により課題を軽減する支援を行う。 (成果) ①通級者の個性に応じた言語指導を行い、豊かな言語生活ができることを目指す。 ②町内の全保育園・こども園の幼児の言葉の観察を実施し、幼児おはなし教室への通級指導を促進する。	通常の見学訪問での観察以外にも、個別に必要な場合にも園訪問等を利用して該当園児の観察を行った。	A		
		(4) 安全な学校施設管理と運営	①学校施設の点検 ②学校施設の維持・補修 ③教育設備の充実	・小中学校保守管理事業 (遊具保守点検委託業務等) ・小中学校維持補修事業 (修繕) ・小中学校教育振興事業 (教材備品) ・小中学校教育振興事業 (図書)	(事業の概要) ・毎月定例で行う教員の目視による点検の他、業者に委託し、各種施設整備の点検を定期的に行う。 ・児童生徒の安全安心を確保するため、施設の老朽化に伴う危険箇所等について、学校教育施設長寿命化計画に基づき維持管理を行う。 ・現状での学校の教育設備の整備状況を調査し、さらなる教育設備の整備・充実を図る。 (成果) ①未補修箇所が原因となった事故件数 (0件) ⇒ 0件			予定していた工事の他、定期点検で不具合があった箇所や教職員等による目視点検で見つけた不具合箇所について、不適合事項の解消や施設の不具合箇所の改善が図られ、事故を未然に防ぐことができた。	B
学校教育の充実	豊かな心の育成	(1) 心を耕す教育の実践	①道徳教育の充実	道徳教育研修会	(事業の概要) 生命を尊ぶとともに、してはならないことはしないといった倫理意識などの確立の根底となる道徳教育の充実を図る。また、各学校の道徳教育全体計画の中に道徳教育推進教師を中心とした組織や役割を明確にした推進体制を確立して道徳教育に取り組む。 (成果) ①道徳教育全体計画の中に学校内の推進体制を含め、別葉を作成している学校の割合 (100%) ⇒ 100% ②「特別の教科道徳」の実施に向けた取り組みとして年1回以上の校内研を実施している学校の割合 (100%) ⇒ 100%	「特別の教科 道徳」の時間及び教育活動全体を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることをねらいとした道徳教育に取り組むことができた。	B		
			②生徒指導の充実	教育振興総務事業 (町学校警察連絡協議会)	(事業の概要) 学校において、「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした姿勢で児童生徒一人ひとりに寄り添った指導を組織的に推進していきます。日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じて規範意識や社会性を育むきめ細かな指導を行うとともに、家庭や地域社会、関係機関などの理解と協力を得て、一体となって児童生徒の健全育成に努める。 (成果) ①人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている児童生徒の割合 (98%) ⇒ 95%			岩手県警と各学校の連携により、巡回指導のほか、生徒指導部会で各学校に共通する問題 (ゲーム依存、不登校問題、SNSトラブルなど) を情報共有することにより、児童生徒の非行防止と健全育成を図った。	B
			③学校不登校への対応	・学校適応指導事業 (「こころの窓」開設) ・Q・Uの活用事業 (中学校および小学校高学年)	(事業の概要) 教育相談体制の一層の充実や関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の縮減、問題行動等の未然防止に取り組む。 (成果) ①不登校児童生徒数 (小: 3人・中: 20人) ⇒ (小: 10人 中: 25人)			不登校児童生徒の取り巻く環境や本人の状態を慎重に捉え、学校への復帰に向けた方策を、組織で考え対応することができた。 学校の居場所づくり、自己有用感を育む学校の取組は進められているが、不登校児童生徒数は増加傾向にある。 今後は「新規不登校発生数」の未然防止に重点を置いて、学校と連携した取り組みを協議していく。	C
			④教育相談機能の充実	・スクールカウンセラー配置事業 (県事業) ・スクールソーシャルワーカー配置事業 (県事業)	(事業の概要) 教育相談担当者やスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが、身近なところの児童生徒や家庭が抱える問題について幅広く相談にのるほか、専門機関の情報提供を行う。 (成果) ①不登校児童生徒数 (小: 3人・中: 20人) ⇒ (小: 10人 中: 25人)			各担当が児童生徒及び保護者、学校の困り感に寄り添い、今後の方向性を示したり改善策を講じたりすることができた。	B

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	豊かな心の育成	(1) 心を耕す教育の実践	⑤幼保小中連携教育	小・中連携推進会議	(事業の概要) 矢巾型の幼保小中連携教育に取り組み、遊びと学びを繋ぎ、学力保障と幼児児童生徒指導上の課題の解決に努めます。また、学級経営の充実を図り、幼児児童生徒の理解を進め、好ましい人間関係作りなどを行うとともに、幼保小中連携推進会議を複数回行い、連携を強化し、特に小1プロブレム、中1ギャップの解消に努める。 (成果) ①小・中連携推進会議の開催⇒実施できなかった。	こども課と連携を図り、幼稚園・保育園・小学校それぞれの現状と課題を共有することができた。 コロナ禍により、小・中連携推進会議が予定通り実施できず、また12月実施予定だった児童生徒の交流会（1日体験入学）も中止となった。	C
			⑥幼保小連携教育	幼保小連携推進に係る訪問等支援等	(事業の概要) 幼児教育と学校教育をつなぐ観点から、相互の理解を深め、接続カリキュラム（スタートカリキュラム）の作成および実質的な運用を支援する。 (成果) ①幼保小の円滑な連携に取り組んでいる小学校の割合（スタートカリキュラム作成100%）⇒100%	幼稚園・保育園訪問を通して、就学前の園児の様子を知り、また特に留意する園児について情報を共有し、小学校入学時に配慮する体制をつくることができた。	B
			⑦心の授業研修会	心の授業、心の授業研修会 ※福祉課主催事業	(事業の概要) 包括的な生きる支援の充実を図るために、教育的な立場からの支援の理解を深め、児童生徒がよりよく明るい生活をするための研修を通して、ゲートキーパーとしての役割を担う実践力を養う。 (成果) ※福祉課主催事業	「心の授業」を通し、生命の尊さやSOSの出し方など、自他の命を大切にす気持ちと態度を養うことができた。	B
		(2) いじめ問題への早期対応	①いじめの未然防止・予防の徹底	全児童生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査	(事業の概要) 定期的なアンケート・人権擁護委員・医療機関等と連携し人権を考える授業・命の尊さを考える道徳やその他の教育活動など、教育活動全体を通じて児童生徒の豊かな心や道徳心、相手の立場に立って考える態度を育む取組を進める。 (成果) ①学校いじめ防止基本方針を策定している学校の割合（100%）⇒100% ②いじめの実態把握に関する児童生徒調査を年複数回実施している学校の割合（100%）⇒100%	「いじめアンケート」を各学年に2回は実施し、その後すぐに個別面談をすることで、心の内にある思いを確かめる場を設けた。 各校において、子どもの様子を細かく観察し、いじめ認知した事案についても継続して指導観察することができた。 「心とからだの健康観察」（8月実施）を実態把握の大切な根拠資料の1つとする。	A
			②いじめの早期発見・早期対応	・いじめ対応講座（SL講座） ・生徒指導個別カードの作成	(事業の概要) 定期的なアンケートや教育相談を行うとともに、生徒指導個別カードを作成し、全教職員が具体事例を通した研修によりいじめ問題の対応力を向上させ、学校全体で情報の共有を行い、組織的な取組体制により実効性のある対応を行う。 (成果) ①生徒指導（いじめ）に関する校内研修を年1回以上行っている学校の割合（100%）⇒100%	年度初めの職員会議や校内研究会において、学校いじめ防止基本方針について確認する時間を設けた。 いじめの認知数を上げることで、大きな事案に至る前に指導し改善させることができた。 経験研修等で学んだ内容を校内で確実に伝講しているか確認していく。	B
			③教育相談体制の充実	・教育研究所運営事業（教育相談の実施） ・中学生学習支援及び悩み相談等プログラム（盛岡広域振興局事業）	(事業の概要) 児童生徒が一人で悩んだり問題を抱えたりすることがないように、相談しやすい環境づくりに努め、学校及び学校外の相談窓口の周知を図るとともに、町教育研究所にいじめの相談にあたる窓口を設置する。 (成果) ①相談者の主訴を傾聴し、内容を整理して課題解決のための方策を見出す支援をする。 ②町内各戸に対しいじめ問題等の相談事業に関する情報を提供する（年2回、所報での周知も含む）。	相談者の気持ちに寄り添った話の聞き方に心がけるとともに、課題の整理、今後の希望も引き出すことによって、より前向きな相談を行った。 所報に掲載するとともにホームページ上にも掲載し、周知を図った。	B

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	豊かな心の育成	(2) いじめ問題への早期対応	④家庭や地域との連携	・各校のHPでの情報提供等	(事業の概要) より多く大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働できる体制づくりと、いじめ防止の取り組みを強化する。 (成果) ①学校が楽しいと思う児童生徒の割合(90%) ⇒小学校86.6% 中学校83.7%(R4全国学力・学習状況調査より)	学校アンケートの結果を校内で共有し、学校体制の改善の視点(事案発生時の対応や未然防止の共通取組など)とすることができた。	B
			⑤関係機関との連携	・いじめ問題対策連絡協議会 ・教育問題相談員連絡会議	(事業の概要) 関係機関との適切な連携を図るため、平素から学校や町教委と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議開催などにより、情報共有体制を構築する。 (成果) いじめ問題対策連絡協議会、教育問題相談員連絡会議等により情報共有を図る。また、各小中学校への訪問による情報共有や、庁内関係課における関係児童生徒の支援会議等に参加することで、実態把握に努めるとともに課題解決に向けた役割の認識を図る。		
		(3) 適応支援・特別支援の充実	①小中学校へのサポートの充実	・適応支援員配置事業 ・特別支援教育支援員配置事業 ・教育振興総務事業(学校図書事務補助員配置事業) ・適応支援員並びに特別支援教育支援員等研修会	(事業の概要) 小中学校における学習指導上あるいは生徒指導上の課題に対応するため、また、各学校における読書活動の充実を図るため、引き続き町単独の非常勤職員の配置を継続する。 (成果) ①町費による非常勤職員(特別支援教育支援員・適応支援員・学校図書事務補助員)の配置継続⇒ 適応支援員:6名(7名の時あり) 特別支援教育支援員:9名(10名の時あり) 図書事務補助員:3名	令和3年度においても、学校対応の非常勤職員の配置を行った。	B
			②特別なニーズに対応した教育	教育支援委員会	(事業の概要) 特別なニーズのある児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人ひとりの状況に応じた指導の充実を図る。 (成果) ①作成が必要な児童生徒について個別の教育支援計画や引継ぎシートを作成して活用している学校の割合(100%)⇒100%	個々に応じた必要な教育的支援を行うための協議を行い、一人一人の状況に応じた指導の充実を図ることが出来た。 個別の教育支援計画及び引継ぎシートの作成は100%達成。今後も引き続き活用をすすめる	A
			③特別支援教育の推進	・特別支援教育スキルアップ研修会 ・特別支援教育CO研修会、特別支援教育調査分析研修会	(事業の概要) 特別な支援を必要とするすべての児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、全教職員が共通理解の下に指導にあたる。 (成果) ①特別支援教育に関する研修を受講した幼稚園、小・中学校の教員の割合(100%)⇒100%	各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、支援計画・指導計画を作成し、個に応じた生活・学習支援を推進することができた。	A
学校教育の充実	健やかな体の育成	(1) 健やかな体の育成	①学校体育の充実	・体力向上プログラム(大学生を小学校に派遣) ・指導主事等による学校訪問指導 ・小学校体育実技アシスタント派遣事業	(事業の概要) 運動能力、体力低下の課題解決に向け、教員の体育の授業力向上に努めるとともに、地域スポーツ指導者や大学生の活用により、学校体育の充実に努める。 (成果) ①体力・運動能力の向上に係わる研修等の機会を設定した学校の割合(100%)⇒100% ②小学校体力・運動能力調査の標準以上の児童生徒の割合⇒ (小男75% 小女83% 中男78% 中女92%)	コロナ禍で通常の体育授業や全校マラソンなどの体力向上の取組が不十分ではあったが、各校で運動の機会を確保するよう努めた。	B
			②健康教育の充実	小中学校保健管理事業(健康診断等、小4・中1生活習慣病予防健診)	(事業の概要) 児童生徒の心身の健康保持増進のため、望ましい生活習慣の推進に取り組むとともに、各種健診を行い、事後指導の充実に努める。 (成果) ①児童の肥満防止に取り組んでいる小学校の割合(100%)⇒100% ②児童の「定期健康診断」の肥満度が正常の範囲内と判定される児童の割合(89%)⇒小学校89%、中学校88%	新型コロナウイルス感染拡大のため部活動の停止や、体育の授業において制限等があったため肥満度が高くなっている。コロナ禍における生活習慣の改善が今後課題になってくる。	C

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	健やかな体の育成	(1) 健やかな体の育成	③体力向上や運動に親しむ環境づくり	・小学校教育振興事業（小学校体育連盟への補助） ・小中学校児童生徒各種大会参加費補助事業 ・元気・体力アップ60運動事業（60分の運動を確保する取組）	（事業の概要） 児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるような、運動に親しむ環境づくりに努めます。また、町内小学校が参加する各種大会を開催し、スポーツに興味と関心のある児童生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図る。 （成果） ①スポーツをすることが好きな児童生徒の割合（89%）⇒小学校92% 中学校82% ②小中学校児童生徒各種大会参加費補助事業実績 ・煙山小学校 東北大会381千円、全国大会1,930千円（いずれも吹奏楽部） ・矢巾中学校 県大会8種目432千円、東北大会5種目828千円、全国大会2種目3,939千円 ・矢巾北中学校 県大会5種目373千円、東北大会3種目1,034千円、全国大会1種目2,284千円	①運動が苦手な子どもはいるものの、体を動かしたいと思っている子どもは非常に多い。 ②児童生徒各種大会参加補助事業については、大会参加に係る交通費等を補助することにより保護者の負担軽減を図り、児童生徒の体育及び文化活動を奨励した。これまでは一律8割補助だったところ、令和3年度からは県大会6割、東北大会7割、全国大会8割補助に見直した。	B
		(2) 安全・安心な学校給食の提供	①食育に関する指導の推進 ②安全・安心の取組みに向けた学校・家庭との連携推進 ③学校給食調理等業務の事業者委託	・栄養教諭による食に関する指導 ・食材の安全性の確認 ・食物アレルギー対応 ・給食だよりの発行による家庭への情報提供 ・学校給食調理等の委託業者選定、新年度実施に向けた契約、準備	（事業の概要） ①安全安心の地場産物の活用のため、町内生産者との連携を図る。 ②献立に郷土食・行事食等を積極的に取り入れ、食の楽しみ・豊かさなど食文化が感じられる給食の提供に努める。 ③食生活に対する意識を高めるため、「給食だよりのすこやか」の発行や町ホームページ等を活用したPRに努める。 ④学校・家庭・調理場が綿密な連携を図り、組織として食物アレルギーを有する児童生徒に対応する。 ⑤学校給食調理等を業務委託することにより民間の専門知識、技術、経験を活用して効率化を図り、運営体制の充実に努める。 （成果） ①学校給食における町内農産物使用の割合（目標50.0%⇒実績値54.4%） ②栄養教諭による食育授業を実施する学校の割合（目標100%⇒実績値100% 全38回実施） ③食物アレルギーへの対応（目標100%⇒実績値100% 事故件数0件） ④給食食材の放射性物質濃度の測定（目標100%⇒実績値100% 全食197回実施） ⑤学校給食調理等の委託業者選定（8月） 新年度実施に向けた契約、準備（12月） ・R3.4.28 町入札審査委員会にて入札方式、委託業者選定委員会設置の承認（入札方式は公募型プロポーザル） ・R3.5.21 議会全員協議会説明 ・R3.5.31 矢巾町学校給食調理等業務委託業者選定委員会第1回委員会開催 ・R3.7.1 公募型プロポーザル公告（矢巾町告示第116号） ・R3.7.17 設備現地説明会 ・R3.8.19 矢巾町学校給食調理等業務委託業者選定委員会第2回委員会開催（1次審査にて3社を選定） ・R3.9.17 矢巾町学校給食調理等業務委託業者選定委員会第3回委員会開催（2次審査にて㈱東洋食品を選定） ・R3.11.1 契約締結～令和4年4月からの稼働に向けて準備	安全安心で質の良い町内農産物を優先的に活用するため、食材納入業者と緊密な連携を図ることにより、目標値に達することはできた。 また、食農教育を重視した郷土料理・行事食等、旬の献立を工夫することにより、栄養バランスの確保に加え、食の楽しみ・豊かさを感じられる給食の提供に努めた。 各学校に合わせた食育授業を計38回実施し、児童生徒の学習段階に合わせた指導を行った。 食物アレルギーへの対応は、保護者との情報交換及び各学校との連携により、対象児童生徒に合わせこまめに対応した。 町HPを活用した放射能測定結果の公表により、給食の安全性を発信するとともに、「給食だよりのすこやか」や「献立表」の発行により、児童生徒や家庭に対し広く食育支援指導を実施した。 令和4年度からの調理等業務の民間委託について、契約締結に至るまでスケジュール通りに進めることができた。	A
	地域の学校との連携・協働の推進	(1) 学校運営協議会の設置	①目的達成型の学校経営の推進 ②学校と家庭・地域との協働の推進 ③学校評価の充実 ④コミュニティ・スクールの推進	・管理職層を対象とした会議 ・教育委員会学校訪問 ・矢巾町子ども議会 ・矢巾町ヒューマンセミナー	（事業の概要） 学校運営に参画できる体制の確立と地域課題に向けた取り組みを進める。 （成果） ①学校経営計画の目標を概ね達成できたと評価した学校の割合（100%）⇒100% ②「いわての復興教育」を学校経営計画等に位置付けて取り組んでいる学校の割合（100%）⇒100% ③学校評価の結果等を保護者・地域に公表・報告している学校の割合（100%）⇒100% ④学校ホームページの適時・適切な更新をしている学校の割合（年6回以上）（100%）⇒100% ⑤学校運営協議会の開催回数（5回）⇒13回 ⑥ホームページにおけるコミュニティ・スクールの情報発信の回数（12回）⇒2回	令和2年度に立ち上げた矢巾町立学校運営協議会であるが、令和3年度は過年度の反省を踏まえ、部会の回数を増やすことで、より学校の取組や課題を全部会で共有することができ、さらに、町全体としての統一した取組を決定することができた。しかし、学校運営協議会の開催数は大幅に増えたが、その活動の情報発信は2回にとどまるなど、今後、改善する必要がある。	C

		重点施策	具体的施策	主要事務事業	事業の概要と成果	教育委員会評価	
学校教育の充実	地域の学校との連携・協働の推進	(2) いわての復興教育の推進	いわての復興教育の推進(人材育成の推進)	復興教育研修会(県事業等)等	<p>(事業の概要)            県教委の副読本を活用して、郷土を愛し三つの教育的価値(いきる、かかわる、そなえる)を生かした教育課程を編成するとともに、学校と地域が共に一体となって、町の未来を考える「矢巾町子ども議会」等により、復興・発展を支える人材の育成を目指す。</p> <p>(成果)            ①「いわての復興教育」を学校経営計画等に位置付けて取り組んでいる学校の割合(100%)⇒100%            ②防災教育「そなえる」の授業実践に取り組んだ学校の割合(100%)⇒100%</p>	復興副読本の活用、道徳科(郷土愛)、特別活動(キャリア教育)等を通し、いわての復興教育のねらいに沿った教育活動を推進することができた。 県主催の「復興教育研修会」に中学校区の3校が参加し、自校の活動につなげることができた。	A